令和８年１１月１６日
交　　通　　局

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

１　酒気帯び出勤

（１）懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
令和７年４月２１日	主事	４６	男性	停職３日間
令和７年４月２２日	主事	５６	男性	戒告

（２）事故の概要

いずれの事故者も、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中から局が定めた基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。

２　バス乗務中の車内転倒事故

（１）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	４４	男性	停職１日間

（２）事故の概要

事故者は、令和７年２月３日、赤信号に気が付くのが遅れ、交差点に進入直後に、強めの制動をかけたことにより、車内で立っていたお客様１名を転倒、負傷させた。